

令和元年 12 月 12 日

「居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告（案）」に対する意見

社会保障審議会介護給付費分科会委員
東京都奥多摩町長 河村 文夫

1. 居宅介護支援事業所の管理者要件について

平成 30 年度介護報酬改定における管理者要件の見直しに係る経過措置期限（令和 3 年 3 月 31 日まで）については、その期限内に主任ケアマネジャーの確保が困難な居宅介護支援事業所が見込まれるため、多くの自治体から延長を求める意見が出されていた。

今般の審議報告（案）においては、こうした意見や前回（第 172 回介護給付費分科会）の議論を踏まえ、「当該管理者が管理者である限り」という条件付きではあるが、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予すること、及び特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる事業所については、管理者を主任ケアマネジャーとしない取扱いを認めること一が記載された。

また、令和 3 年 4 月 1 日以降、不測の事態により、主任ケアマネジャーを管理者とできなくなってしまう事業所については、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を 1 年間猶予することに加え、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができるようにすることが盛り込まれた。

居宅介護支援事業所が管理者要件を満たすことができずに休止・廃止になることにより、利用者の混乱を招かないよう、これらについては審議報告（案）に記載されたとおり対応いただくとともに、不測の事態により、主任ケアマネジャーを管理者とできなくなってしまう事業所に対する猶予期間の延長に係る保険者の判断については、利用者保護の観点から、「特に必要と認められる場合」の範囲も含め、保険者が地域の実情に応じて、柔軟に対応できるよう配慮いただきたい。

2. 地域区分の在り方について

地域区分については、前回（第 172 回介護給付費分科会）、その設定が、事業者参入や介護人材確保が困難な中山間地域において、必要な介護サービスの確保の妨げにならないよう、行政的に一体性を有する市町村域を超えた範囲での設定も含め、見直しを検討すべきことを意見書として提出した。

今般の審議報告（案）においては、引き続き、現行の設定方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合として、2つの特例を設けるとともに、令和2年度末までが期限となっている平成27年度介護報酬改定時に設けられた経過措置の令和5年度末までの延長を認めることが適当であるとされた。

一方、「行政的に一体性を有する市町村域を超えた範囲での設定も含めた見直し」については、そのような意見があったことの記載とともに、見直しに否定的な意見が併記された。

中山間地域の町村は、事業者参入や介護人材確保がますます困難な状況になる中、必要な介護サービスを提供できるよう、懸命に取り組んでいるところである。地域区分の設定がこれらの地域における介護サービスの確保に支障をきたさないよう、「行政的に一体性を有する市町村域を超えた範囲での設定も含めた見直し」について、引き続き検討すべきである。